

2024年

春のあんしんネット

新学期一斉行動 (2月～5月)

春の卒業・進学進級シーズン、関係省庁や市町村販売会社等が、安心して安全なスマホSNSの使い方啓発活動を集約的に実施します。主な話題や取り組みを紹介しますのでこの際にお役立ててください。

啓発用資料や動画は各機関ホームページの中やリンク資料に公開されています。家庭や学校、地域で学び考え合う良い機会としてください。

※ 表題をキーワードとして、ネットで検索すると視聴ができますのでご利用ください。

(主な取り組み)

「インターネットトラブル事例集」

(総務省)



最近のトラブルや犯罪被害を、事例を通して考え対処の仕方を学べる事例集です。年々新しくなる事案に合わせて毎年更新されています。過去の事例集もアップされているので併せて参考にしてください。内容はわかりやすく端的にまとめてあり、時間が限られた中での読み合わせには最適です。

・「コミュニケーション編」(グループトーク、自撮り

写真、SNS上の誘い出し)

・「セルフコントロール編」(著作権法違反、オン

ラインゲーム、フリマ取引トラブル)

・「個人情報&プライバシー編」(情報漏洩、詐欺

情報発信編) (不適切投稿、誹謗中傷で慰謝料)

「フィルタリング利用促進」

(総務省、教育委員会、電気事業者、聖代理店)

違法・有害な情報や不用意な接触から青少年を守る『フィルタリング』機能は強い味方ですが、SNSなどに起因する被害に遭った子どもたちの8割がフィルタリング未設定と言われています。利用状況を改めて確認してください。

販売各社が丁寧にわかりやすく使い方を説明しています。以前に比べ機能がよくなりお子様のステージに合わせて細かく設定もできます。ぜひ参考にしてください。



「保護者向け啓発の強化」

(内閣府、普及啓発リーフレット集)

「ネット・スマホのある時代の子育て(乳幼児編)」「保護者が押さえておきたい4つのポイント(児童・生徒編)」「保護者が押さえておきたい4つの大切なポイント(生徒編)」「スマホ時代の子育て」悩める保護者のためのQ&A

※ 親からの一方的でない、共に考え

共に歩む関わり方が提案されています。



「ネットを通じた性被害防止」

(文科省、警察庁)

「STOP 子供の性被害 身を守るために」

ネットを通して言葉巧みに誘われ、あるいは脅されて犯罪に巻き込まれてしまうケースが後を絶ちません。誰にも相談できない思春期の心に巧みにつけ入ります。子供を性被害から守るのは、保護者を含めた大人の責任です。啓発資料に学びましょう。



「NoHeart NoSNS」

(総務省)

「ハートがなければSNSではない」

SNS等における誹謗中傷対策に取り組んでいます。過激な投稿で個人攻撃、被害はかりでなく、加害になる事案も増えています。「みんなしているから」「知らなかった」は通用しません。名誉棄損罪、侮辱罪で訴えられることもあり。新しい友とSNS利用が始まるこの時期に防止策を身に着けましょう。

「自撮り被害、SNSの出会いに要注意」

(政府インターネットテレビ)

児童ポルノ事件の中でも最も多いSNSを利用した自撮り被害。同世代の友人を名乗って、下着や裸の写真を送らせる手口です。なぜ画像を送ってしまっのか、そこには青少年特有の心理が影響していると言われます。実話に基づいた動画で学び合しましょう。



写真・動画

自分を守るために

ネット・スマホ活用で

覚えておきたいポイント

(こども家庭庁リーフレット参照)



写真 自撮り被害

児童ポルノ被害の4割は「自分で提供した写真(自撮り)」と言われます。

(事案)友達同士だから水着や下着の写真を送り合っても大丈夫とSNSで盛り上がる。同年代の女の子と思っていたら、年上の男性だった。突然ネットにばらまかれたくなかつたら裸の写真を送れと脅迫されてしまった。

(ポイント)

- ・やさしい言葉でも「裸の写真を撮って送って」と要求してくる人は信用しない。
- ・一度送信した写真はネット上のどこかに残り完全に削除することは難しい。
- ・自撮りを要求されたら、すぐ相談しましょう。最寄りの警察や相談窓口の利用も。
- ・18歳未満の裸の撮影は「児童ポルノ法違反製造罪」に当たります。

・相手が16歳未満の場合、要求するだけでも違反で

す。

写真・動画の扱い

撮影した映像は残しておきたいし、見てもらいたい。でも、扱いによってはトラブルや犯罪につながるので要注意です。知らなかったでは済まされません。



(事案)水着やお風呂の写真、友だちを隠し撮り。このくらいなら大丈夫、友だちグループだけに配信するから心配ないと送ったら転送され画像がSNSで公開されていた。

(ポイント)

- ・写真、動画の無断撮影、断りなしの掲載は、肖像権の侵害につながります。有名人でもいけません。
- ・性的な部位や下着が写る撮影は、盗撮、無理やり撮影、「いや」と言えない状況の撮影は「撮影罪」に当たります。また、これらの写真所持も違法です。
- ・相手が16歳未満の場合、裸の自撮り画像を要求するだけでも違法になります。
- ・グループ内配信でも、話題性のある画像は他に流用されることも起きがちです。ネット上の配信、投稿は本当に大丈夫か自問し慎重に判断しましょう。
- ・最近施行の「撮影罪」は被撮影者の人権を守ります。
- ・18歳未満の裸、性的な写真の撮影・所持は、児童

(法律)

もし被害に遭ってしまったら

性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたり、「いや」と言ったのに無理やり撮影されたりした場合は、「撮影罪」の犯罪被害に当たります。ネット上に公開されたらすべてを削除することは困難です。被害に遭ったら、一人で抱え込まずに迷わず相談窓口へ相談しましょう。

(ポイント)

- ・子供の性被害は周囲の大人が早期に気付くことが大切です。日頃からトラブルや犯罪被害を話題にして、困った時に受け入れられる環境づくりを日頃からしておきましょう。
- ・後の証拠につながる写真や動画、要求されたメールなど、可能な限り保存しておきます。

相談窓口

- ・ピタタリ相談窓口(ウェブで検索を)
- ・最寄りの警察署や交番へ
- ・性犯罪被害相談 #8103
- ・24時間子供SOSダイヤル

0120・0・78310



ポルノ製造罪・所持罪に当たります。

・迷惑写真・動画は威力業務妨害など訴えの対象になり、高額な賠償を求められることもあります。